

収 支 報 告 書

会 計 部	経 理 部	経 理 部	経 理 部	経 理 部	経 理 部
①	②	③	④	⑤	⑥

（令和 4 年分）

（ふりがな）
1 政治団体の名称

はまたけはばたけかい
はまたけはばたけ会
※ふりがなも必ず記入してください。

2 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市大字山口1913番地8

3 代表者の氏名

濱武振一

4 会計責任者の氏名

徳田博之

連絡先
（担当者氏名） **濱武振一**

（電 話） **092-919-2200**

※事務担当者の連絡先も収支報告書の閲覧等の対象に含まれます。

※選挙管理委員会使用欄

団体コード（備考3）										年分	整理区分	入力	バ取
0	0	0	0						0		期 間 内	表 紙	バ 取
											期 間 外	解 散	バ 支
												内 容	資 産

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政党の支部 | ☒ その他の政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☒ 2以上の都道府県の区域等 | ☐ 同一の都道府県の区域内 |
|--|--------------------------------------|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---|
| ☐ 無 |
| ☒ 有
（以下は、指定「有」の場合のみ記入） |

公職の種類 筑紫野市長候補

（現職・候補者の別）（現職・候補者）

資金管理団体
の届出をした
者の氏名 **濱武振一**

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者
の氏名 _____

公職の種類
（現職・候補者の別）（現職・候補者）

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日から

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和4年 1月 1日から
令和4年 12月 16日から

必須様式 (1/4)

200445

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額				1	0	4	5	7	4	7	①+②
(前年からの繰越額)						4	5	7	4	7	① (前年報告書の繰越額)
(本年の収入額) 2 収入項目別金額の内訳 の(1)～(6)の計				1	0	0	0	0	0	0	② (本年の収入)
支 出 総 額				1	0	0	0	0	0	0	③ (その13の合計を記入)
翌年への繰越額						4	5	7	4	7	①+②-③

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額										0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)										0

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附		内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 個人)
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 法人その他の団体)
(ウ) 政治団体からの寄附		内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 政治団体)
小計 ((ア)+(イ)+(ウ))		④
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附		⑤
合 計 (ア+イ)		④+⑤

必須様式 (2/4)

(その6)

(6) そ の 他 の 収 入										
摘 要		金 額								備 考
中野好之				1	0	0	0	0	0	04.12.28貸付金の一部(1,920,000円)返済分
本 頁 上 記 の 小 計				1	0	0	0	0	0	
1 件10万円未満のもの									0	
合 計				1	0	0	0	0	0	

※ 1 件10万円以上の収入については、個別に内容を記載し、それ以外のものについては、一括して「1 件10万円未満のもの」欄に合算して計上すること。
なお、預金利子については、同一金融機関の同一種類の預金利子であれば、証書番号が異なっても、まとめて1 件とし、その利子の合計額が10万円以上であれば、収入年月日ごとに内訳を記載すること。

その他収入

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額							備 考(※)	
1 経常経費									⑥ 「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の支出は、項目（人件費を除く）ごとにその14に内訳を記載すること	
(1) 人件費								0		
(2) 光熱水費								0		⑦
(3) 備品・消耗品費								0		⑧
(4) 事務所費								0		⑨
小 計								0	⑩ (⑥～⑨の計)	
2 政治活動費									項目ごとにその15に内訳を記載すること	
(1) 組織活動費								0	⑪	
(2) 選挙関係費				1	0	0	0	0	0	⑫
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費								0	⑬ (ア+イ+ウ+エ)	
ア 機関紙誌の発行事業費										
イ 宣伝事業費										
ウ 政治資金パーティー開催事業費										
エ その他の事業費										
(4) 調査研究費								0	⑭	
(5) 寄附・交付金								0	⑮	
(6) その他の経費								0	⑯	
小 計				1	0	0	0	0	0	⑰ (⑪～⑯の計)
合 計				1	0	0	0	0	0	⑱+⑰

※ 支出先が当該団体の本部又は支部であるものについては、項目ごとの額を備考欄に記入し、併せてその内訳を様式（その16）により報告すること。

☆支出がある場合には、本様式は必須となる

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容（支出の目的、金額、年月日、支払先等）を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
目 別 区 分	有 ^(※)	無	備 考
ア 土 地		√	
イ 建 物		√	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		√	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		√	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		√	
カ 金銭信託		√	
キ 有価証券		√	
ク 出資による権利		√	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		√	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		√	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		√	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		√	

※ 有の場合、その内訳を様式(その18)に記入すること。

必須様式(3/4)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

宣誓日
令和 6 年 10 月 11 日

政治団体の名称 はまたけはばたけ会

会計責任者の氏名 徳田博之



※ 以下は 解散日の属する年の収支報告書（解散届に添付する収支報告書）のみ記入 すること。

{ 代表者の氏名 印 }

（備考）「会計責任者の氏名」欄には、記名押印又は署名をすること。なお、署名の場合には、必ず会計責任者本人が自署すること。

解散する年の収支報告書である場合には、代表者の氏名欄にも記名押印又は署名をすること。なお、署名の場合には、必ず代表者本人が自署すること。

宣誓日は、必ず記載し提出すること。

必須様式(4/4)

はまたけはばたけ会

代表 濱武振一 殿

登録政治資金監査人

山田 泰江



登録番号 第2910号

研修終了年月日 平成21年7月24日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、はまたけはばたけ会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金の監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定め「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告するものである。

(4) 聞き取りより、はまたけはばたけ会の主たる事務所の実態は代表の自宅兼用であることが判明した。作業スペースの不足より円滑な政治資金監査の実施が困難であると監査人山田泰江は判断し山田泰江税理士事務所（福岡県福岡市中央区大名2丁目4-38チサンマッシュン天神Ⅲ1109）において、この政治資金監査をおこなった。尚、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止する為の十分な措置は講じられていた。

2 監査の報告

私が実施した政治資金監査の結果は、以下の通りである。

(1) 法第19条の13第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿明細書、領収書等、基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出明細書等は存在しなかった。

3 業務制限

はまたけはばたけ会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、はまたけはばたけ会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても同様である。

以上